

令和2年度

第10回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年1月27日（水）

佐々町農業委員会

令和3年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年1月27日(水)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町交流センター会議室
3. 開 会 令和3年1月27日(水)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子 君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	濱野 努 君	4	藤永 茂 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会だよりについて

(4) 審議事項

第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

(5) 協議事項

人・農地プランの実質化に向けた各地区の今後の進め方について

(6) その他

① 2月定例会の日程について

② 農業者年金加入について

③ その他

事務局長（金子 剛君） それでは、時間ちょっと早いですが、皆様お集まりですので、ただいまから令和2年度第10回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より、御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。改めまして、明けましておめでとうございます。御家族様そろって新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。年末年始と寒波に見舞われ、5年ぶりという積雪を観測しております。農作物の管理に大変御苦労なされたのではないかと感じております。しかし、何と云っても、このコロナウイルスが一向に収まる気配もなく、今朝は、今日でしたか、全世界で計1億人という数に達したそうです。昨日はまた佐々町でも新規感染者が出られたそうです。何をやるにしても、このコロナが終息しなければ、会合などもできず、皆さんの直接の意見を聞く会を持つことができないことをまどしく感じております。農業委員会としても、この人・農地プランという大きな目標をどうしても実質化に向けてつくり上げていかなければならない時期ですが、それもままならない状況で、後ほど事務局からそれについても説明があるかと思いますが、皆さんの一応かじながら何とかつくり上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日、案件はそうありませんけれども、皆様方の御意見を賜りながらスムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。本日の出席農業委員は13名で全員出席でございます。それから、最適化推進委員におかれましても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長へお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

では、これより議事に入ります。

まず、日程2、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、2番、濱野努委員、4番、藤永茂委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

以上で日程2を終わります。

それでは、日程3の報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会だよりについて、事務局の説明を求めます。

事務局長（金子 剛君） それでは、今年度から昨年までは、年2回の発行をいたしておりました。ただ、令和2年度から年1回で、今までは年2回の6ページで編集をしていたんですが、今年度から1回の8ページで編集をさせていただいております。

お手元の農業委員会だよりがあると思うんですが、1ページ目のほうに、今回、7月で改選がございましたので、お1人お1人の御挨拶を載させていただいております。内容につきましては、事務局のほうで若干訂正をさせていただいたところもありますので、御了承いただきたいと思います。

それから、4ページをお開きください。当然にここに農業委員さんの紹介を全部載させていただいております。去年、2年7月19日で農業委員、それから農地利用最適化推進委員の任期を終えられた方のお名前も載させていただいております。

それから、5ページでございますが、これはいつも載せている記事でございます。農地管理事業を活用しましょうということで、内容を載せていただいております。

それから、次の農業者年金に加入しましょうという、これも載せていただいております。

それから、6ページをお開きください。6ページにつきましては、令和元年度の農業委員会事業実績を農地法の3条、4条、5条、それから、農用地の利用集積計画、これは農業経営基盤強化法と中間管理事業が入った分の面積でございます。

それから、7ページでございますけども、先ほど会長のほうからもありましたとおり、人・農地プランの実質化に向けてということで、昨年2月8日に木場地区だけが終わっているという状況でございます。今後こういった形で予定をさせていただいておりますが、予定日の令和3年の2月からって書いてありますけども、前回の農業委員会の総会の折にちょっとコロナの関係で、見送ったほうがいいんじゃないかという意見がございましたので、これ2月と書いておりますが、恐らく4月以降になるかと思っております。この辺の詳しい説明につきましては、後もってこの協議事項のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後のページの8ページでございます。ここも、全部今までどおりの内容でございます。ただ、今月の五役会のほうでちょっと指摘を受けまして、この編集のところで、一番最後に編集委員一同と書いてございますが、ちょっと今編集委員会をしていないという状況でございますので、もう事務局独断で作らせていただいております。なので、来年からは、ここを事務局というふうな形でうたわせてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会だよりにつきましては、以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御要望などありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） では、ただいまの農業委員会だよりについて、事務局長から報告頂きました。立派に出来上がっております。感謝を申し上げます。ただ、お話のとおり、編集委員一同ということ（聞き取り不能）あるんですけども、本当は何年か前までは全部編集委員を2つに編成して、交互に奇数、偶数というかたちをとって、そしてやっていた。打合せをしながら、本来は事務局が全てをなされるんですけども、事務局長も大変だと思いますけども、いっぺんに引き受けて、これだけ編集をしてこういうように立派なものができるわけですから、非常に負担がかかっておられるんだと思っております。私も前任者として、非常に気にしていたんですけども、やっぱりその点は、やっぱり自主的に農業委員会として出したという気持ちを皆さん持つべき必要があると思いますから、事務局長だけで全て編集をするようなかたちじゃ、本来の姿ではないと思うんですから、このことも踏まえて今後、そうせんと、局長大変ですよ、これだけまとめるの。

それから、もう一つは、年に2回やっていたものを1回ということで、私もそのことについては事務局長とも協議しながら、1回にしようじゃないかなという提案をした1人あります。それは、何回も申し上げたように、県内各21市町ありますけど、ほとんどが年1回発行ということに気づいたんです。それで、局長さんが調べて、そしたら、うちだけが2回、ほかにあるかもしれませんけど、ほとんどそういう形だから1回にしようという形に、皆さん方と御相談しながら、こういうことになったわけです。だから、そのことは言うことはないんですけども、そうであれば、それなりにお尋ねなんですけど、事務局長、2回編集したときと、1回としてこれでページを増やしたときに経費的に、基本的にどれぐらいの違いがあるもんか、2回分を1回でまとめたどうか、それが縮小できたものか、削減できたものかというのと、それ点お伺いしたいと思います。

それから、編集に当たって、私、全員顔写真しておりますけども、考えようじゃあ集合写真でもよかったんじゃないかなという気もします。というのは、やっぱり3年に1回新体制が整いますから、やっぱり会長の挨拶は特別にやっぱり設けるべきじゃなかったかなと思います。それと、できれば、町長の任命になりましたから、毎年町長の挨拶は必要ないと思いますけども、やっぱり3年に1回町長の挨拶も入れんばならんと思います。その点がちょっと、やっぱり編集委員会と話し合いがこがんできたかもしれんですけど、立派にできていますけど、ちょっとその点が残念です。

といいますのは、実は会長も当然のことながら、私も前任の会長としまして、任期中決裁をします。その中で、各市町、21市町の中で恐らく、その辺ちょっと報告いただける

と結構なんですけど、各市町からは非常に感心なことは、各事務局に送付してくるんです、地元の農業委員会だよりって、うちはしておりませんが、それで、非常に勉強になるんです。だからといって、皆さんが目を通すわけじゃない、事務局にちゃんと来ていますから、会長全部目通すんですから、そういうふうに、そのときに目に当たるのは、今申し上げたようなかたちの中で、やっぱり市長なり町長なりの挨拶とかいうことはもう含まれているようですから、その点を考えますと、そういうこともやっぱり必要じゃなかったかなと思います。

ただ、せっかくできているものをあえてけちをつけようとしておりません。ただ、今後の参考になれば、今申し上げた点について、会長の（聞き取り不能）その辺のかたちをとっていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。今、委員御指摘について回答させていただきます。

まず、負担金につきましては、年2回の発行している折には年間で14万ほど、1回に7万円程度で、それはローテ時の年2回でございます。今回につきましては、2ページ増やしたことによって10万ほどの令和2年度の予算組んでおりました。これは、3社以上の見積もりをとって、一番安いところに落札をしているという状況でございます。今回、後ろに書いてありますとおり、立山印刷さんが落札をされたんですけども、それがさらに10万の予算でありましたが、5万4,000円ぐらいまで下がっております。だから、今回につきましては、5万4,000円ぐらいの予算ということで、かなり差はあると思います。

それから、挨拶の件でございます。藤永委員言われるとおり、県内の21市町、2回発行しているところはうちだけでございました。それも関連しまして、今年度から1回ということで、本町につきましては、現在年2回、その前は年3回発行していたという経緯もでございます。年1回の発行になりまして、当然ほかの市町村から送られてくるわけです、2部程度、各自治体に。その折には、ほとんどが1月ごろに発行されているところがほとんどでございます、当然町長の挨拶も入っております。それ事務局としても重々分かっておりました。今回、私もちょっと時間とか調整できれば、町長と議長と挨拶を載せようかなという考えは持っておりましたけども、一人でやっている都合もございまして、もう時間が足りないということで、今回こういうふうに至ったという状況でございます。

もう一つ編集委員会、編集委員長を濱野努さんやっただすかね、していただいて、奇数の番号の委員さん、偶数の番号の委員さんが年2回でしたので、1回、2回と分けて編集

委員をさせていただいておりました。なので、先ほど言われたとおり、いろんな案があると思うので、来年度からは早めに編集委員会を立ち上げて、この委員会、総会の後に集まっていたら、編集委員もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） ありがとうございます。今申し上げましたような、そういうことで今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど申し上げました。各市町から送ってきているというと具体的に分かります。局長、把握していますか。せつかくの機会ですので、皆さんにお知らせいただければ、どどこが送ってきているのかということをよくしつたらお願ひします。

事務局長（金子 剛君） 県北管内です。松浦から平戸までの間、佐世保、平戸、松浦、小値賀、佐々の中では、松浦市、それから、佐世保市が送ってきております。それ以外のところにつきましては、南島原ですか、そこが送ってきています。その3市が送ってきているという状況でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにございませつか。

3番（池田 邦義君） これはちよつとお聞きしたんですけど、事務局並びに会長、前会長、今までの会長職になられた方にもちよつと当然お聞きしたんですけど、私も農業委員になつてもう4期目です。それで初めてこういう農業委員会だよりが各地区から来ているということ今日聞いたわけです、今までこういうことがあつたわけですか。それと、以前から何も知らされていない。今までの農業委員さんは誰も知らなかつたということですか。そこら辺をいつから農業委員会だよりが配付されているのか。各地区からきよるといふことでしょうか。それを、結局、私も農業委員になつて初めて今日聞いたよつな状態です。どこ地区からも、結局、前会長も、会長も、以前やられた会長さんも、全てそういう話はなかつたですね。その辺はちよつとお聞きしたいんですけど。

事務局長（金子 剛君） ほかの自治体からは、当然会長につきましては、決裁を頂くので、どこから送られてきているというの、会長は分かれたと思ひます。皆様にお伝えするのは、私が担当になつてからはほば言っていないと思ひます。その前任者のときも、池田委員が聞かれていないといふことであれば、多分そこは言っていないと思ひます。その前はちよつと分らないです。

3番（池田 邦義君） 私がなつてから聞いたことがないもん。

事務局長（金子 剛君） だから、恐らく事務局からは、どつから送られてきているというの、多分報告はしていなかつたと思ひます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。なければ、報告事項を終わります。

それでは、日程4、審議事項に入ります。

第23号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（金子 剛君） 議案書の1ページをお開きください。朗読説明いたします。

議案第23号農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町木場免字開106番1、登記、田、現況地目、休耕田、260m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用の目的でございます。専用住宅と書いてございます。これ一般の住宅でございます。木造瓦葺き2階建ての1棟の建築面積が109.3m²、農地区分につきましては第2種農地となっております。転用の目的につきましては、現在、この〇〇〇〇さんがアパートに住んでいるが、手狭になったということで、持ち家を新築するため、今回の申請が上がっておるところであります。

場所につきましては、5ページをお開きください。木場地区でございまして、ちょうどこの黄色部分が場所でございます。ずっと口石から木場のほうに、〇〇〇〇を上をずっと上がりまして、途中から右斜めのほうに下っていく道がございます、流合のほうに。下って200mぐらい行ったぐらいのところが今回の申請場所となっております。

それから、8ページを御覧ください。ちょうどこういった状況になっております。先ほど言いましたとおり、今現在は休耕田というような形でございます。

それから、9ページをお願いいたします。9ページに配置図をつけておりますけれども、これが2階の木造瓦葺きの配置図でございまして、まず水の流れにつきましては、雨水排水につきましては、青い点線が雨水排水、家の裏手といいますか、上のほう、赤い線が入っているところ、ここは裏手になるんですけども、ここからの排水は、左に溜めますがございまして、長く水色で矢印がありますが、ここから下に小さい池があるんですが、そこに流し込むと。前の部分につきましては、青の点線がございまして、下の側溝が走っておりますので、その側溝のほうに放流すると。この緑の部分が、この地区につきましては、下水道区域ではございませんので、5人槽の合併浄化槽を設置しているという形での予定でございます。

それから、10ページのほうをお願いいたします。10ページに被害防除計画書をつけておりますけれども、まず、申請の造成計画の内容でございまして、若干の盛り土を行うと。

最高0.2m、それから、切り土につきましては0.4mです。それから、上記に伴う被害防除の措置でございますけども、裏手のほうに、少しののり面保護をすると。隣接に農地がございますが、そこも不耕作でございます、承諾書のほうは頂いているという状況でございます。

②番につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

③周辺の農地に支障を生じないための措置ということでございますが、建物の高さ、加減、これ2階建てでございます、一番高いところで7.352mという被害防除の計画があつているところでございます。

以上、説明でございます。

会長（吉野 裕君） 事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。

15番。

推進委員（林 勇作君） 1月の15日の日に、口石の藤永委員、それから、木場の和田委員、井手委員と私とで、それと事務局長と業者の方1名加わりまして立会をいたしました。説明の内容につきましては、局長が言われたとおりでございますので、どうぞよろしく願ひいたします。

以上です。

事務局長（金子 剛君） 前回、18日に五役会をさせていただいておりますけども、3ページをお開きください。

3ページに登記簿謄本の写しをつけさせていただいておりますが、この中に、権利部と書いてある一番下のところに、条件付所有権移転仮登記と書いてございます。この件で五役会のときに指摘がございまして、これなぜ仮登記をするかといいますと、私もそれ確認させていただいたんですが、これは任意ということです、まずは、なぜ仮登記をするかといいますと、まず仮登記をする条件については、当然許可書等ありません。2人の方の同意を得まして、同意書というのを書いて、それがあれば仮登記というのはできるらしいです。なので、何の効力もないです。これをしたからって所有権移転もできないし、何の効力もないということだったんですけども、この登記簿謄本というのは、第三者誰でも取れるものですから、そのとき取ったときに、今、こんな形で申請していますよというようなお知らせ的なところ、そういったところで仮登記をされるということでした。特に業者のほうは、こういった形で仮登記をしていっしやいます。だから、今後こういったところも出てくると思いますので御理解をいただければと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、皆様から何か御意見、御質問はありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） これちょっと訂正をお願いしたいんですけど、1ページです。1ページに、地目が田となっています。ところが、今は許可申請書の中身は畑、結局、登記簿謄本においても畑となっております。これ訂正をお願いします。

事務局長（金子 剛君） 申し訳ございません。登記簿謄本の地目が正でございます。この議案書につきましては、登記地目を畑に訂正させていただきます。失礼しました。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。ないようですので、採決をいたします。この23号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございました。賛成多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

それでは、日程5の協議事項に入ります。

人・農地プランの実質化に向けた各地区の今後の進め方についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（金子 剛君） それでは、人・農地プランの今後の予定でございます。14ページをお開きください。それと、農業委員会だよりの7ページをお開きください。

先ほども申しましたとおり、この人・農地プランの話合いにつきましては、昨年木場地区だけが終わっておりまして、今後あと7地区、この対象地区に予定をいたしております。ただ、前回の総会の折に、このコロナということで見合わせたいという御意見がございましたので、その意見についても、県のほうと産業経済課のほうにも報告をしているという状況でございます。

先週、この件につきましては、県と産業経済課と再度、協議をいたしております。今後の進め方につきましては、今は集まらないほうがいだろうということで、この14ページに、将来の農地の利用計画というかたちで、1、農地、2、担い手の問題、それから、3の儲かるためにというこのテーマを掲げまして、先にアンケートをとろうかということで話をしているところでございます、県と産業経済課と、農業委員会とです。この内容につきましては、木場地区で話し合われたときの案でございまして、ここにチェックをしていくというような形でいきたいというふうに思っております。

この前、五役会の折に指摘がございまして、これはチェック項目を入れておりますけども、これは一つだけチェックするような形に見えるということでしたが、これはもう全部なら全部でも構いませんのでチェックを頂くと。

その都度、一番下に意見がありましたら、4番に意見がありましたらって書いてございますが、1項目ずつ、1、農地の中に意見というふうなかたちで書かせていただこうかな

というふうに県とも話したところでございます。

県のほうがこのアンケートを集約しまして、会議ができる状況になれば、もうこの集約で話を進めていきたいというふうな、今予定をいたしております。ただ、会議をするにも、昨年、木場地区では、グループ討議です。各グループで話し合いをしているんな意見を出してもらったところなんですけど、まずは話をするとしても、教室型といいますか、もう皆さんが前を向いて、行政側が説明をするというふうなかたちをとらないと、今年度はできないんじゃないかなど。猶予期間も来年の令和4年3月までとなっておりますので、そういった話し合いしかできないんじゃないかなど、今のところはそういう進め方をしていきたいと思っております。

このアンケートの配付の仕方です。皆様に御協力頂いて、本当であれば人を集めていただくというのが、一番の皆様のお仕事だったんですけども、まずは、このアンケートを配付します。配付の仕方は、産業経済課のほうから、うちが2年前ですか、適正化のアンケートをとらせてもらったと思うんですが、そのときの名簿に応じてこちらから発送するようにいたします、この関係の全世帯に。1から7地区全部に郵送いたします。返信用封筒をつけて郵送しますので、当然、それに基づいてこちらに来るようなかたちをとりたいと思っております。ただ、全部集めたいと思うので、来ない場合は、いつまでか期限を決めて、来ない場合は、各地元の農業委員さんが戸別訪問をしてもらい回収する形をとろうかなど思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。何か皆さんのほうから御意見ありませんか。2番。

2番（濱野 努君） 2番です。五役会の話が出ました。木場地区に関してですが、一応終わっているというふうなかたちなんでしょうけど、再度、これが集約されているんだと思いますが、木場地区のほう、もう一回検討されてみたらどうか。アンケートに関しですね、とちょっと思ったものです。

事務局長（金子 剛君） そこはちょっと県のほうに確認しないと分かりませんが、一応木場地区については、再度検討する必要は今のところはないと思うんです。一旦、もう一回するのであれば、この全地区終わってからするというふうなかたちだと思います。

事務局長（金子 剛君） それで、木場地区につきましては、この意見が決定していますので、これをあと委員会をつくって、それで承諾をもらえば、これでもう確定で、公表となるんです。なので、これはもう木場地区の意見を参考にこういうふうにしてあるというふうな状況なので、発送につきましては、2月の半ばぐらいに発送予定いたしております。

事務局長（金子 剛君）　そうですね。2月末ぐらいに発送して、3月半ばぐらいまでの期間を
とりたいというふうに、今のところは予定をいたしております。

5番（築城 武美君）　将来プランの話でちょっと議論を進めたいと思っているんですが、一つ
は、今回行う　人・農地プランの最終段階ではなくて、基本的にはアンケートをとって、
その結果を公表し、その後はどうするのかとかいうことについては、全然議論が進んでい
ない状況なんだと思っているんで、結果としては、これ何でやるのかというのは、今後の
農業をどうするんだという話のところ、それで、問題はここにありました、公表します
という段階まで今おっしゃったんで分かったんですが、じゃあ結果的に、農業委員あと
3年任期でございます。その中で、農業委員がどういう役割をもってその解決に向かって
いくのかということ、何かビジョン的にお示しをできないもんかという気がしておりま
す。せっかく人・農地プランという問題点を見つけて、それを現実化していこう、解決し
ていこうという発想に立ったアンケート、集約含めて、そういう形があるんで、そういう
ふうなところを、佐々町の農業委員会のプランとして、先ほどから聞いておると、県が、
産業経済課がって、こういう話があって、非常にぬるいなという気がしています。結果的
には、自分たちがどれだけ活動できるのかというのが未知のところがありますが、そうい
うふうな将来ビジョンとしても明らかにしてやっぱり農業委員は認識をしておくべきじゃ
ないかなという気がしておるんで、意見として言わせてもらいました。

以上です。

事務局長（金子 剛君）　今おっしゃられたとおりでと思うんですけども、国の方針としては、
まずこの各地区の意見を集約して、それを目標にやっていくというふうなことが一番の国
の方針でございます。その後の国の方針は全然出ておりませんが、当然ながら、5年
後、10年後というのを行政のほうはどうしていくというのは、やっぱり定期的にやって
いかないことには、これは1回会議をしたからといって、話し合いをしたからといって、
1回切りで何もしないなら何にもならないと思うんです、正直なところ。そこはもう当然
行政のほうは分かっておりますので、あとはもう各自治体でそういったビジョン等を、計
画等を立てていかないといけないというふうには思っております。ただ、そこをどうする
かというのは、まだ農業委員会、県、産業経済課も、そこまでの今後のルートというのは、
ちょっと今決めかねているというような状況でございますので、そういった経過がござい
ましたら、当然ながら総会のほうに諮って、皆様に報告をしていきたいというふうには思
っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 14ページにあるとは、先ほど木場地区で話し合いがなされた結果がここに載つとるとです。こういうことをして、例えば、もう市内の離農したりとか、拡大したりとか、そういう人をマッチングするために、そういう農地の状況を把握するために必要なことで、ここに14ページにあるとは、皆さんの意見が出た項目を書いてあるわけですので、多分皆さん全部当てはまると思うと。まず、どうしても、これからもし切りらんけん、誰かにお願いしなければいけないって思っとなす人が、現在もうだんだん増えてくるっちなかなかねと思うとですたい。こんだけ後継者がいないということで、そうなれば、やっぱりその地区で個人でできなければ、その地区で集落営農とか、何人が共同体でその地域を守ってもら。そういうふうにしていかんと、今後農地がどんどん荒れて、なかなか今度は回復するより、もう無理が出てくるんじゃないかと思ひます。

木場でされたように、息子さんとか奥さんとかいっばい出てきてもらって、家族の中で本当に誰がどういふふうに通っとなすかという意見を聞くのが一番いいんですけど、アンケートってなつたら、なかなかそこが少し出てきにくい部分があるんじゃないかと思ひておりますけど、そこを一番最後に書いて、意見を出してもらえれば、この進め方の役に立っていくと思ひますので。

5番（築城 武美君） もう一つ、一般的にアンケート様式の中身についてお尋ねするんですが、ここに示されておるのがチェックをしてくださいという欄だけでございまして、例えば、記名があつて、名前を書くようになつとつて、年齢も書くようになつて、それに農業だらうだけれども、認定農業なのか、その他の半農なのか含めて、現在の状況が分かるようなかたち、その前段の部分が分析できるような資料も入れていただきたいなというふうには思ひています。

例えば、自分は後継者がいないという場合に、自分は農業しよるんだけれども、息子は農業せんと言ひよるよといへば、結果的には、誰がそれを言ひているのかというのがちゃんと分かるように、名前をきちんと書いてもら。う。

もう一つは、そのことによつて返信がない人のところに農業委員がアンケートを出してくださいよというお願いに回るといふ前提として、そういうふうな様式の管理をお願いしたいなど。

事務局長（金子 剛君） 2年前のこのアンケートとは別ですけども、アンケートをとつた折には、当然名前等も入れておりましたので、今回も、名前等は入れるようにしたいというふうには考へております。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかに皆さんのほうから何かございませつか。一応そうしたら事務局のほ

うからありましたとおり、このアンケートをとって、その後、またその結果を見て、未回収のところは委員さんをお願いするという事によろしいですか。

(「異議なし」 の声あり) そのときはよろしくお願いいたします。

そしたら、この件に関してはこれで終わります。

次に、日程6、その他に移ります。

事務局長(金子 剛君) それでは、(6)のその他、①でございます。2月の定例会の日程でございますけども、まず、総会を2月の25日木曜日13時30分から、文化会館の中ホール、ここがちょっと空いてなかったものですから、文化会館の中ホールを予定をしたいと思います。もしかしたら、役場のほうが空けば、議案発送前に分かれば、そちらのほうにしたいというふうには考えております。

五役会につきましては、2月の17日水曜日13時30分から予定をさせていただいております。

次に、②番の農業者年金についてでございます。まず、今加入状況が、佐々町が11名いらっしゃいます。受給者が21名いらっしゃいます。今回、志方のほうで〇〇〇〇さんがお亡くなりになられまして、当然、加入の解約というような形になっております。この方につきましては、普通であれば、受給者の方の死亡というのが多いんですけども、加入というのはほとんどございせんが、農業者年金のほうに確認したら、当然一時金が出る。加入の途中での解約が。それから、これが奥様が去年加入していただいていたんです。奥様につきましては、今後、20代の息子さんがいらっしゃるんですが、今、別の全然仕事をされていて、イチゴ農家ですので〇〇〇〇さんが、今後、後継者として行きたいというような、ちょっとした今要望があられるみたいなんです。なので、もし息子さんがイチゴを継がれるのであれば、奥様のほうも加入は継続するということでございました。もしこの加入の継続をしなくて、もう途中で解約するとなれば、去年入ってもらったので、月2万のが年間24万としまして、受給については、加入していくのであれば、当然65歳に達したときから受給というような形になっていくわけです。ごめんなさい。言い方が悪かったです。加入をやめられたとしたときにどうなるんですかと確認したら、65歳まで待つて受給をされていくというような状況です。加入途中での解約は、65歳からです。

それから、今年度の本町につきましては、1人加入するというようなノルマがございましたけども、この間、〇〇〇〇さんの息子さんのほうにちょっとどうかということだったんですが、農業者年金の加入の資格が、国民年金の免除者は該当しないんです。なので、免除されているので今のところ該当されないんですね、その方たちも。今のところ誰もいらっしゃらないという状況です。3月までには1人見つけないといけないかなというふう

には思っているんですけど、皆様、誰がそういう方がいらっしゃいましたら御報告いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

事務局からは以上でございます。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうからその他について何かございませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 恐れ入ります。今のその他の項で、農業者年金の加入についてと、それから、議事録の話がございましたけれども、この議事録署名人、これにつきまして、また両方いってもらうんですから、年金加入についてということからちょっとお尋ねしたいと思いますけど、今、加入者が11名、それで、今対象者は、対象になる人、農業者年金未加入の方が対象者数というのは把握しておられますか。

事務局長（金子 剛君） 把握しております。

8番（藤永 九市君） それがどのぐらいあるもんか、それをお尋ねしたいと思いますし。それから、農業者年金はお話のとおり、国民年金の基礎年金ということ、それが加入してなければ、これ加入できんですね。だから、皆さん御存じだと思いますけれども、免除してあるとこれもう駄目なんです。それを知らずに1回私が推進部長しておるときに、最後の最後に出て上がったと思って最後に聞いたら、いやあとで免除しとるとって聞いて、そこばあになってということがかなり出てきますので、その辺もしっかり把握した上でせんといかんかなと思っています。

昨年の地区別研修ということで、コロナの関係で佐々までおいでになって、各地区回りをして、話の中で私提案しましたよね。各市町村ごとに、いろんな立会、うちは1つということになっているんですか。だったら、1つでいいのかという問題を、私取り上げたんですけども、対象者がたくさんいる中でわざわざ1人ずつしよったら、10人におったら10年間にといい話をしたです。全くそのとおりのような感じの中で、それを受けて、恐らく農業者年金、推進部長のまたその研修があるわけですね。推進さんの、そのときに、推進部長が報告されましたけども、その結果を、そのときもその話が出たということで、安らかでない。たかが決まらんやっただとしても、もう問題ないからというお話があったと思います。

だから、私が申し上げたいのは、農業委員会がその数の人を把握すればそれでいいんだということは大間違いなんです。一日も早く加入する。該当する方に一日も早く加入してもらうのが狙いなんですから、その辺を誤らんようにせんといかんと思いますから、だから、精いっぱい回ってでも推進するような形をとらんと、なかなか達成はできないと思っていますから、推進部長は、池田委員ですよね。そういう感じで取り組んでいらっしゃる

んだらうと思っています。

だから、その辺をぜひとも事務局も対象者をももちろん把握しておられますでしょうから、今年達成はしとるんですかね。

事務局長（金子 剛君） いやまだしていません。

8番（藤永 九市君） 1人のはできてないですかね。

事務局長（金子 剛君） できてません。

8番（藤永 九市君） それは駄目です。やっぱり努力してもらわんと。

それと、新しい人は御存じないと思いますけど、私が6年前に推進部長ということで、職務代理は推進部長兼務となっておったと、知らんやったもんですから、そしたら、いや、推進部長もしともらうとですよ事務局のほうからあって、そんならというかたちの中で、今言う毎年、研修会を出席し、初めて行ってしたときに、申しあげましたよね、1回、たった1人行って、行ってくれんですかといって事務局から、山田さんやったですか、言われて行ったことがあるんですけど、大恥をかいだということをお皆さんに申しあげたと思うんですが、事務局も来るし、それぞれ3、4人、各市町出てくるんです。私1人行って恥かいて、そして、過去10年間、全くうちは出席なかったんです。それで、ずっとそれぞれの報告の中で佐々だけが赤のあれがあったということで、これはいかんということで推進した覚えがあります。

そして、皆さん方によく聞いていただきたいと思いますが、推進部長には県のほうから僅かながら手当あるんです。だから、なおさらそれ聞いたらこれはあかんと思って、そうですね。4、5件ぐらい1、2年で達成したと思います。ずっと回って、これはいかんと。各市町に合わせる顔がないというような感じになったもんですから、そういう経験を持っています。

そういうことから、やっぱり一生懸命せんと達成できんと思います。何年でもいいんですから、5年すれば5年間もゼロでもよかったですよ。そういう感覚を持って、一日も早く該当する対象者には勧めていくべきであると思います。そうせんと、今さら皆さん御存じのとおり、国民年金僅かなものです。それに農業者年金を上乗せして初めて厚生年金やそこらとにつり合いが取れる。それも最低線の、厚生年金も上から下までありますから、そういう感じのもんですから、やっぱり我々も受給していますからよく分かるんです。歳とってから、やっぱりこれはもう積立式のこの国民年金プラス農業者年金というのは、非常に後に、受給するときになってしみじみ感じます。

もう一つ言いたいのは、皆さん、農業委員さん13人、一生懸命一緒にやらんやいかんとですけども、私は専業農家ですから、農業だけして厚生年金かかっていませんから、

もう国民年金ですから、今、月に5、6万しかあたらんとです。2ヶ月に1回、十一、二万、厚生年金、仕事行かれた方はそれ以上に2倍ぐらいあると思いますけども、ですから、非常に農業だけやってきた者は、ぜがひと農業者年金を加入にしてもらわんと、その方、本人のためにも勧めてやる。だからそういうふうに、全員の皆さんが農業者年金受給しておられないと思う。厚生年金の方がほとんどだと。だから、言いたいのは感覚がちょっと違うと思うんです。だから、やっぱり農業者年金に熱意を持ってするという事は、厚生年金もらっていらっしゃる方は、何のことやっぱりこれはという感じのぐらいしかないんじゃないかなと思っています。失礼な言い方ですけども。だから、やっぱり親身になってやるということ、これは事務局長もそうやって、事務局そうと思います。農業者年金に直接関係なかもんですから、ただ、事務的に、立場上そういう形になっているんでしょうから、そういうのも、いま一つ皆さんもじっくり考えていただいて進めていくべきだということをお願いいたします。経験上申し上げますから。だから、やれば、できるんですよ。そうしてやらんと、せつかく対象者がおる中で農業者年金も1年も2年遅れて加入するよりも、これは立派なすばらしい年金制度ですから、その辺を理解してというか、十分説明をしながら一生懸命取り組んでいただきたいということをお願いいたします。経験上申し上げますので。

以上です。

事務局長（金子 剛君） 今農業者年金の件で話がございました。対象者は、ちょっと名簿見ないとはっきりした人数分からないんですが、大体7名から8名ほどいらっしゃいます。今年度も新規就農者であられる〇〇〇〇さんですミニトマトの、〇〇〇〇さんに予定はいたしていたんですが、事務局のほうからも申請に行こうと思って尋ねたところ、掛け金が最低2万から以上なんです。2万から6万までの間、だから、最低でも、今加入者の方はもう全員が2万円なんですけども、ちょっと軌道に乗るまでは難しいと、払えないということで今回断われたわけです。その後に推進部長を通じまして、〇〇〇〇さんの娘、息子さんいらっしゃいますので、その方たちにも尋ねてもらっております。そこで、国民年金の免除をしているということで今回は該当に至らなかったということでございます。

事務局としても、ほかイチゴの〇〇〇〇さんとか、畜産の〇〇〇〇さん、新規就農の方、この方たちがもう二、三年以上たつんですけど、この方たちにもちょっと尋ねてはみております。ただちょっと厳しいと。軌道に乗るまではちょっと厳しいかなということと言われておまして、ちょっと藤永委員おっしゃるとおり、努力しないといけないのかなというふうには思っておりますので、皆様、御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。ないようでしたら、先ほど事務局長が言われたとおり、事務手続も少しでも早くできるように努力することですので、皆さんの御支援をよろしくお願い申し上げます。

ほかになければ、このようなコロナ感染も拡大しております。十分な対策を取られて、今後、活動、家の家業、委員としての活動、よろしくお願いしまして、今日の会議を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2時40分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 音 野 裕

会議録署名委員 濱野 裕

会議録署名委員 藤 永 茂